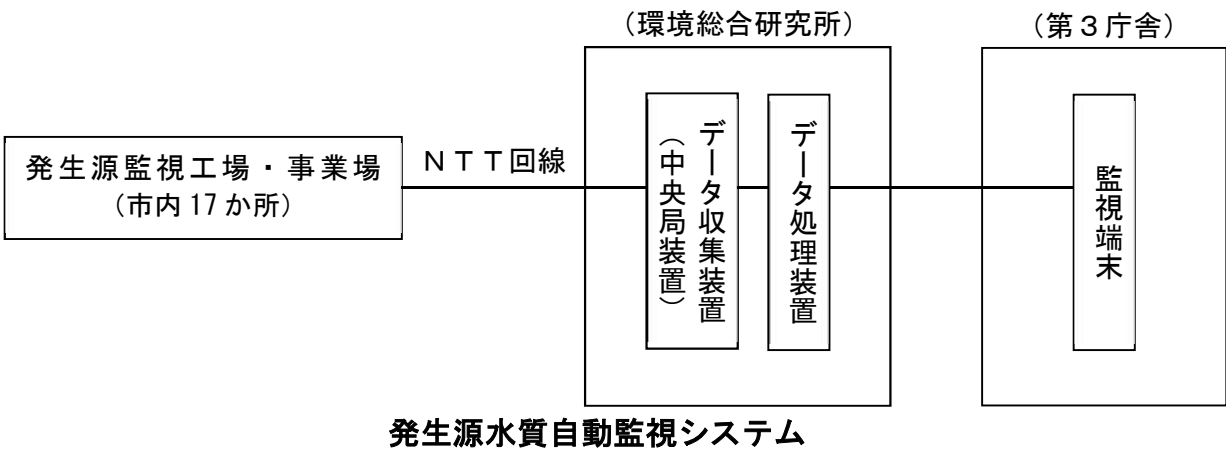


②水環境に係る事業所等の監視・指導

水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、工業用水法などの法律や条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施しています。

1 水質汚濁監視体制

令和6年1月末まで、発生源水質自動監視システムにより、水質汚濁防止法の総量規制対象事業場のうち、排水量及びCODの汚濁負荷量が多い17工場・事業場（排水量が5,000 m³/日以上で、かつ、CODの汚濁負荷量が50 kg/日以上が目安）を対象に、特定排水水のCOD、窒素含有量（N）、磷含有量（P）及び排水量のデータをテレメータによって収集し、COD、N及びPの汚濁負荷量を常時監視していました。令和6年2月からは、これら17工場・事業場の排水量やCOD、N及びPの汚濁負荷量は毎月提出される水質総量規制汚濁負荷量測定結果報告書により把握しています。



発生源水質自動監視工場・事業場

令和6(2024)年1月31日現在

No.	工場・事業場名	No.	工場・事業場名
1	(株)レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	10	(株)レゾナック基礎化学品事業部川崎事業 所（千鳥）
2	JFE スチール（株）東日本製鉄所（京浜地 区）	11	日本ゼオン（株）川崎工場
3	ENEOS（株）川崎製油所浮島北地区	12	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカ ル（株）川崎工場（千鳥）
4	ENEOS（株）川崎製油所浮島南地区	13	入江崎水処理センター
5	ENEOS（株）川崎製油所川崎地区	14	加瀬水処理センター
6	味の素（株）川崎事業所	15	等々力水処理センター
7	日本冶金工業（株）川崎製造所	16	麻生水処理センター
8	東亜石油（株）京浜製油所	17	コアレックス三栄（株）東京工場
9	旭化成（株）製造統括本部川崎製造所		

2 土壌汚染に係る届出等の審査・指導（I-1-②-3 関係）

(1) 法律による審査・指導

土壌汚染対策法に基づき、土壌調査結果等を受理し、審査・指導を実施しました。

令和5(2023)年度に届出等があった土壌汚染状況調査及び土地の形質の変更状況等は次の表のとおりです。

法に基づく報告件数（令和5(2023)年度）

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
土壌汚染状況調査結果	10	3	3	0	0	0	0	16
指定の申請	1	0	0	0	0	0	0	1
一定規模以上の形質の変更	15	5	5	2	2	6	8	43
第3条第1項ただし書	13	1	0	4	0	0	3	21
汚染除去等計画書	0	0	0	0	0	0	0	0
工事完了報告	0	0	0	0	0	0	0	0
実施措置完了報告	0	0	0	0	0	0	0	0
形質変更届出	17	2	4	0	0	2	0	25
形質変更完了	10	2	3	0	0	1	0	16
区域外搬出届出	13	1	1	0	0	1	0	16
区域外搬出変更届出	3	0	1	0	0	0	0	4
土地利用方法変更届出	0	0	0	1	0	0	0	1
承継届出	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	83	14	17	7	2	10	11	144

上記の土壌汚染状況調査結果16件のうち、6件は法に規定する土壌汚染の基準値以下でしたが、10件は基準値を超過していました。

法律に基づく調査での汚染判明件数（令和5(2023)年度）

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	7	1	2	0	0	0	0	10

なお、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を行った結果、同法の基準に適合しないことが明らかになった際には、当該土壌汚染に摂取経路があり健康被害が生じるおそれがある場合には「要措置区域」に、摂取経路がなく健康被害が生じるおそれがない場合には「形質変更時要届出区域」に指定し、その結果を公表しています。

公表は、公示を行うとともに、台帳を作成し、窓口及びホームページにおいて閲覧に供しています。

なお、汚染の除去等の措置が完了すると当該指定は解除します。

令和5(2023)年度に新たに「要措置区域」に指定した場所は0件であり、「形質変更時要届出区域」に指定した場所は9件でした。（調査結果の報告書受理から指定までに時間を要するため、同一年度内で汚染判明件数と指定件数は一致しない場合があります。）

要措置区域の指定・解除状況（令和5（2023）年度）

No.	整理 番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	要措置区域に指定する際、 基準を超過した特定有害物質	備考
該当無し								

CE:クロロエチレン、CCl₄:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr⁶⁺:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:ふっ素、B:ほう素、PCB:ポリ塩化ビフェニル

形質変更時要届出区域の指定・解除状況（令和5（2023）年度）

No.	整理 番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域 に指定する際、 基準を超過した特定有害物質	備考
指-38	25-3	中原	上小田中4丁目1015番1、1344番8の各一部	平成25年8月12日 平成29年1月4日 平成29年3月1日 平成30年9月12日 令和5年9月15日 令和6年1月5日	平成27年8月25日 平成28年9月6日 令和2年12月21日 令和3年6月22日	-	CE、1,1-DCE、cis-1,2-DCE、1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、Cd、Cr ⁶⁺ 、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定
指-80	30-1	中原	上小田中4丁目1015番1の一部	平成30年9月12日 令和5年9月15日	-	-		法3条調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定
指-86	30-7	川崎	夜光2丁目4番2の一部	平成30年12月27日	令和3年12月22日 令和5年6月15日	-	Cr ⁶⁺ 、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-114	R04-2	多摩	登戸字突耕地3816番3の一部	令和4年6月27日	-	令和5年7月26日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-118	R04-6	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和4年8月9日	令和6年1月19日	-	Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-121	R04-9	川崎	小田栄二丁目3番52の一部	令和4年9月1日 令和4年12月12日	令和5年1月5日 令和6年3月28日	-	Pb	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-124	R04-12	川崎	夜光一丁目3番1の一部	令和4年10月4日 令和5年6月15日	-	-	Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-128	R05-1	川崎	塩浜3丁目24番55	令和5年7月6日	-	-	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-129	R05-2	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和5年7月26日	-	-	Cr ⁶⁺ 、Pb、As	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-130	R05-3	川崎	塩浜一丁目16番11	令和5年9月28日	-	-	Cd、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-131	R05-4	川崎	扇町57番1、57番3、57番4の各一部	令和5年12月19日	-	-	Cd、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-132	R05-5	川崎	夜光一丁目2番2の一部	令和6年2月21日	-	-	F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-133	R05-6	川崎	千鳥町6番1の一部	令和6年3月25日	-	-	PCB	法14条に基づく申請による指定

CE:クロロエチレン、CCl₄:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr⁶⁺:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:ふっ素、B:ほう素、PCB:ポリ塩化ビフェニル

(2) 条例による審査・指導

市条例に基づき、土壌調査結果等を受理し、審査・指導を実施しました。

令和 5 (2023) 年度に報告があった土壌調査及び汚染土壌の処理対策状況は次のとおりです。

条例に基づく土壌調査結果等の報告件数（令和 5 (2023) 年度）

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
資料等調査	21	5	6	2	2	3	1	40
詳細調査	3	1	2	0	0	0	1	7
搬出土壌調査	22	7	3	2	0	0	0	34
合計	46	13	11	4	2	3	2	81

資料等調査は、過去からの有害物質の取扱い及び管理状況を調査し、汚染の可能性を把握するものです。

詳細調査は、表層土壌調査、ボーリング調査及び地下水調査を実施し、汚染の有無、汚染範囲、汚染土量を把握するものです。

搬出土壌調査は、汚染のおそれのある土壌を建設工事等で敷地外に搬出する場合に、搬出する土壌の汚染状態を把握するものです。

報告があった詳細調査及び搬出土壌調査の41件のうち、28件は市条例に規定する土壌汚染の基準値以下でしたが、13件は基準値を超過していました。

条例に基づく調査での汚染判明件数（令和 5 (2023) 年度）

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	9	2	1	0	0	0	1	13

汚染土壌の処理対策は、汚染状況や周辺状況等を勘案し、土壌汚染に関する基準及び地下水基準の適合を図る対策や汚染土壌を直接摂取する経路を遮断する対策を実施するものです。一方、汚染土壌の管理は、処理対策を早期に実施することができない場合などに人の健康を保護し、土壌及び地下水の汚染の拡散を防止することを目的に実施するものです。

条例に基づく処理対策等の報告件数（令和 5 (2023) 年度）

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
実施計画書	8	2	3	0	0	0	0	13
実施報告書	18	2	1	0	1	0	0	22
管理計画書	19	3	2	5	0	0	1	30
合計	45	7	6	5	1	0	1	65

なお、条例に基づく土壌調査の結果、基準に適合しない場合も、法と同様にその結果を公表しています。公表は、台帳を作成し、窓口及びホームページにおいて閲覧に供しています。

また、汚染の除去等の措置が完了すると台帳等から削除します。

令和 5 (2023) 年度の公表状況は次のとおりです。

条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況（令和5（2023）年度新規案件分）

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	詳細・搬出	備考
R05-1	中原	大倉町10	令和5年3月31日	令和5年10月31日	F	搬出	
R05-2	宮前	菅生2-16-1	令和5年3月24日	令和5年6月14日	F	搬出	
R05-3	川崎	水江町6-2	令和5年3月29日	対策実施中	Pb、B	搬出	
R05-4	幸	小向東芝町1	令和5年6月22日	令和5年11月30日	TCE、Pb	搬出	
R05-5	川崎	鈴木町1-1	令和5年8月10日	令和5年11月2日	Pb、As	搬出	
R05-6	麻生	下麻生3-34	令和5年8月23日	管理実施中	Pb	詳細	
R05-7	川崎	鈴木町1-2	令和5年9月28日	令和6年3月22日	CCl4	搬出	
R05-8	川崎	扇町5-1	令和5年12月11日	令和6年3月5日	Hg、Se、Pb、As	搬出	
R05-9	川崎	扇町5-1	令和5年12月11日	令和6年3月5日	Pb、As	搬出	
R05-10	中原	大倉町10	令和5年11月29日	対策実施中	F	搬出	
R05-11	川崎	千鳥町1-2	令和5年12月19日	対策実施中	F	搬出	
R05-12	川崎	田辺新田1-1、白石町6-1	令和5年12月27日	対策実施中	PCE	搬出	
R05-13	川崎	扇町19-1	令和6年1月16日	対策実施中	Bz	詳細	
R05-14	川崎	扇町5-1	令和6年2月26日	対策実施中	Se、Pb、As	搬出	
R05-15	川崎	鈴木町1-1	令和6年3月14日	対策実施中	Hg	搬出	
R05-16	幸	小向東芝町1	令和6年3月15日	対策実施中	PCE、F	搬出	

CE：クロロエチレン、CCl4：四塩化炭素、1,2-DCA：1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE：1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE：シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP：1,3-ジクロロプロペン、DCM：ジクロロメタン、PCE：テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE：1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE：1,1,2-トリクロロエタン、TCE：トリクロロエチレン、Bz：ベンゼン、Cd：カドミウム、Cr6+：六価クロム、CN：シアン、Hg：水銀、Se：セレン、Pb：鉛、As：砒素、F：ふっ素、B：ほう素、PCB：ポリ塩化ビフェニル、DXN：ダイオキシン類

3 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導（I-1-②-7 関係）

土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌処理業者から申請等を受理し、審査・指導を実施しました。

なお、現在4社に対して汚染土壌処理施設の許可をしています。

汚染土壌処理施設

令和6（2024）年3月31日現在）

許可番号	事業所名	所在地	施設種類
08610010002	早来工営株式会社 川崎工場	川崎区扇町6-1	浄化等処理施設（洗浄・化学脱着） 分別等処理施設
08610010003	株式会社富二栄 土壌再資源化処理プラント	川崎区扇町6-5	浄化等処理施設（洗浄） 分別等処理施設
08611000004	株式会社デイ・シー 川崎工場	川崎区浅野町1-1	浄化等処理施設（不溶化） セメント製造施設
08600010005	日興サービス株式会社 川崎事業所	川崎区大川町5-7	分別等処理施設（休止中）

4 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導（I-1-②-8 関係）

(1) 法令等による規制

平成19(2007)年10月1日に改正市条例を施行し、許可制度と届出制度を併用しています。許可制度については、対象を揚水量の合計が $50 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上、又は、揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 cm^2 を越える場合とし、許可基準を300 m以深からの揚水かつ揚水機の吐出口の断面積の合計が 21 cm^2 以下としました。届出制度の対象については、揚水量の合計が $50 \text{ m}^3/\text{日}$ 未満で、かつ、揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 cm^2 以下としました。

なお、既存の揚水施設については、当面、市条例に適合したものとみなし、一般家庭用の揚水施設は同条例の適用の対象外としました。また、「工業用水法」については、平成16(2004)年4月に神奈川県から権限移譲され、市条例と合わせて地下水使用について総合的な指導を行っています。

ア 地下水揚水量

市条例に基づき、揚水量等の報告を求めています。令和5(2023)年の市内揚水量は、約 $58,124 \text{ m}^3/\text{日}$ で前年より約 $16,796 \text{ m}^3/\text{日}$ 増加しました。経年では水道事業以外の地下揚水量は昭和40年代後半以降、大幅に減少しましたが、平成5(1993)年以降は多少の増減があるものの横ばいで推移しており、今後も注視しながら監視に努めます。

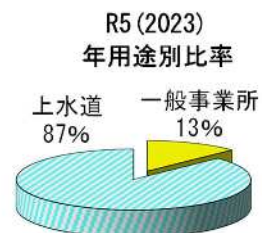
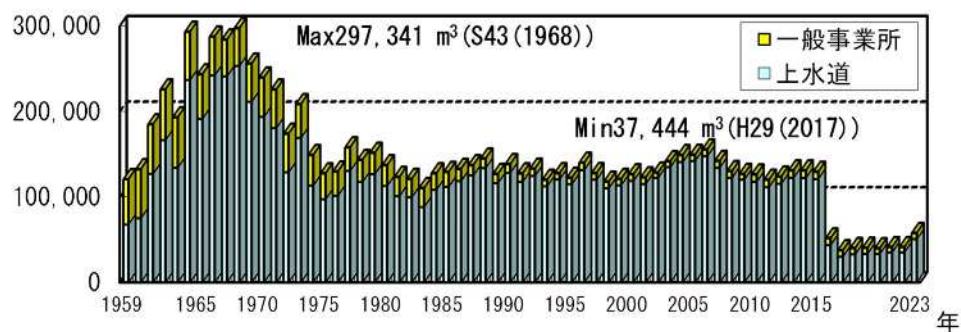
市内地下水総揚水量の8割以上を多摩区の生田浄水場において、水道事業及び工業用水道事業として揚水しています。

【関連する取組】

地下水揚水量の把握（I-1-②-9 関係）

全市域
全用途

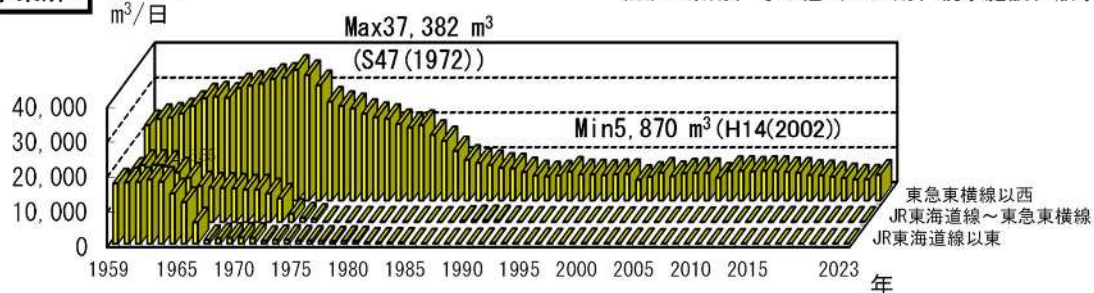
揚水量
m³/日



一般事業所※

揚水量
m³/日

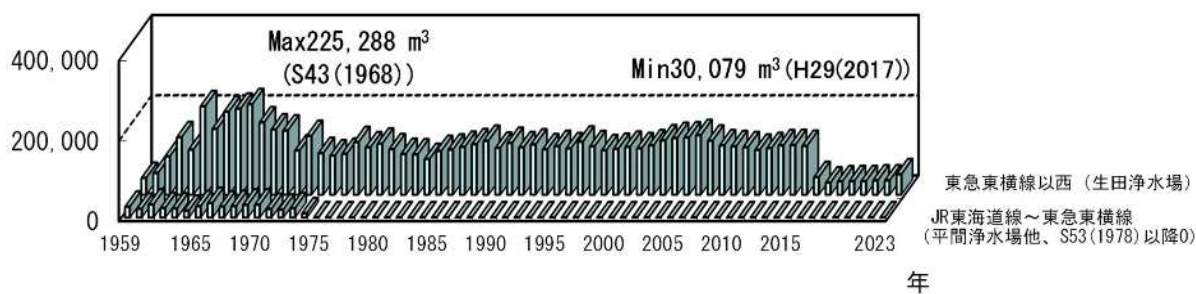
(※)工業用、その他(ビル用、親水施設、散水用等)



上水道※

揚水量
m³/日

(※)水道事業、工業用水道事業



地下水揚水量の経年推移

(2) 地下水位と地盤沈下監視

ア 地盤の標高

精密水準測量は、毎年1月1日を基準日とし、市内に設置してある水準点の標高を算出し、前年度と比較することにより、地盤の変動を把握する測量です。主要水準点（市全域の全体的な傾向を示すために、各行政区に昭和30(1955)年・40(1965)年から存在する水準点を選択したもの）における累積地盤変動量の推移では、過去の地盤沈下と比較すると昭和40年代半ば以降は沈静化していましたが、昭和60(1985)年以降、一部の地域で継続して地盤沈下している傾向があります。令和5(2023)年度は、前年度と対比が可能な有効水準点(218地点)のうち210地点で沈下が見られ、最大沈下量は10.3 mm(高津区向ヶ丘)でした。

【関連する取組】

精密水準測量による地盤地下量の監視 (I-1-④-3 関係)

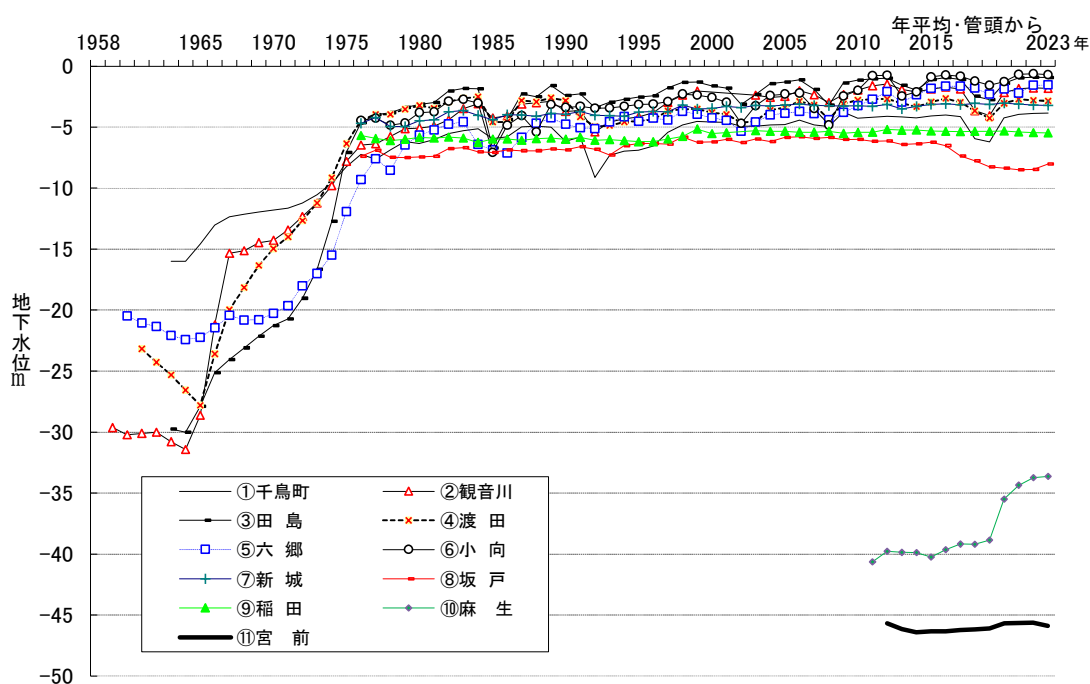
イ 地下水位と地層変動量

観測用井戸を設け、地下水位や地層変動量の常時観測を行っています。

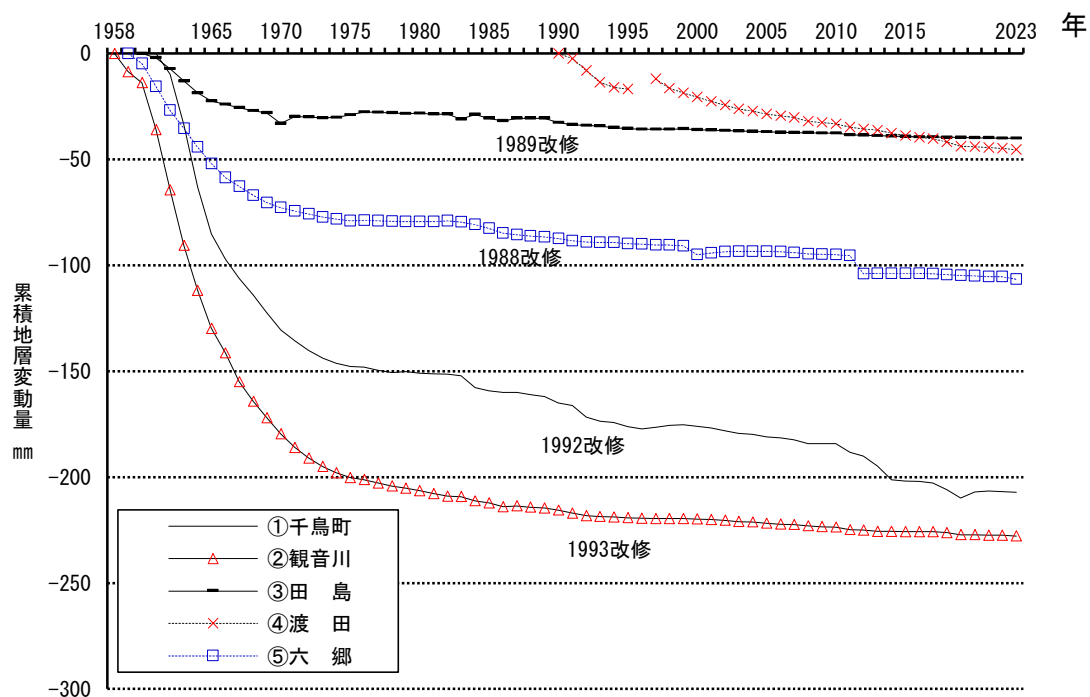
川崎区の5観測所では、設置当初-30 m~-15 mだった水位が昭和40(1965)年頃から上昇し始め、おおよそ昭和52(1977)年頃からは、現在の水位を維持しており、小向、新城、坂戸及び稲田の4観測所も、昭和51(1976)年の設置以降、現在の水位を維持しています。近年では地層の収縮量も横ばいの傾向にあります。令和5(2023)年の地下水位及び地層変動量は、前年と比較して全観測所で大きな変動は見られませんでした。

【関連する取組】

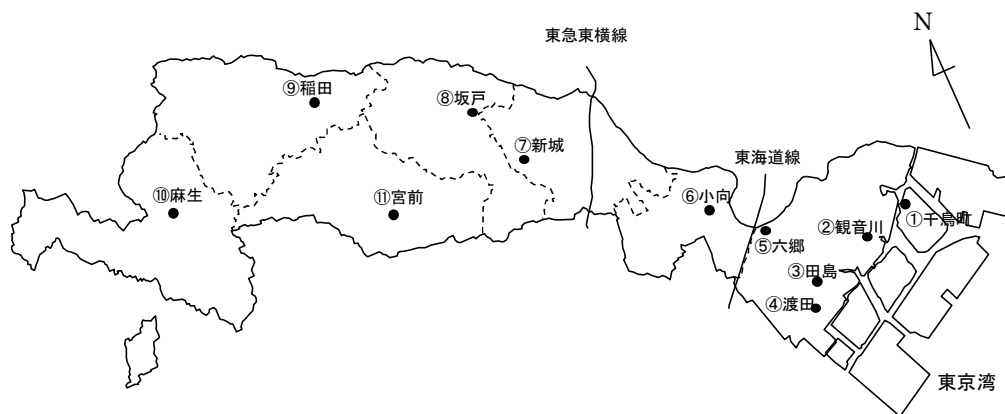
地盤沈下観測所における地下水位及び地層変動量の監視 (I-1-④-6 関係)



地下水位の経年推移



地層変動量の経年推移



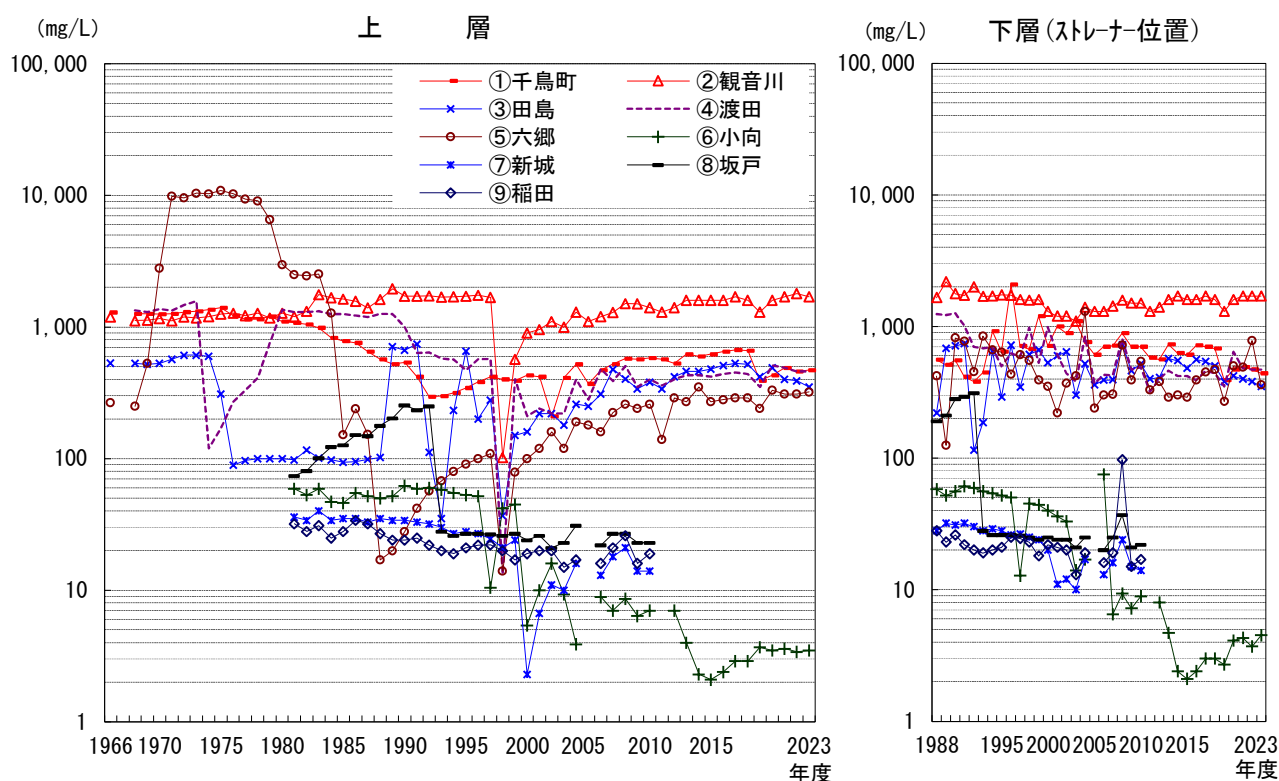
観測所の位置図

ウ 地下水塩水化調査

地下水の塩水化とは地下水を過剰に揚水することにより、深部の塩水を含む層から塩分が混入したり、海水が内陸方向に逆流して揚水地帯に達する現象です。塩水濃度が増加し続けている場合、地下水の揚水量が過剰になっている可能性があり、地盤沈下が懸念されます。川崎区内5か所及び幸区内1か所の令和5(2023)年度の観測所における上層、下層での塩化物イオン濃度は、前年度と比べ大きな変動は見られませんでした。

【関連する取組】

地下水塩水化調査 (I-1-④-5 関係)



地下水塩化物イオン濃度の経年推移

5 事業所地下水調査 (I-1-②-10 関係)

市条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を実施しています。汚染が確認された地区については、汚染状況を継続的に監視するとともに、事業者に対して自主的な取組を指導しています。